



平成 24 年 8 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ァ ー ス ト エ ス コ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 島 崎 知 格
(コード番号:9514 東証マザーズ)
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 小 池 久 士
(TEL. 03-5299-8521)
URL. <http://www.fesco.co.jp/>

資本金の額の減少及び剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 24 年 9 月 21 日開催予定の第 16 回定時株主総会に下記の通り資本金の額の減少及び剰余金の処分について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 資本金の額の減少及び剰余金の処分の目的

財務体質の健全化を図り株主の皆様に早期に還元ができる体制を目指すべく、繰越利益剰余金の欠損填補を目的として資本金の額を減少し剰余金の処分を行います。

2. 資本金の額の減少の方法

会社法第 447 条第 1 項の規定に基づき、資本金の額を減少しその他資本剰余金に振替えます。

(1)減少する資本金の額

平成 24 年 6 月 30 日現在の資本金の額 6,840,230,246 円のうち 5,840,230,246 円を減少させます。これにより、減少後の資本金の額は、1,000,000,000 円となります。

(2)増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	5,840,230,246 円
----------	-----------------

3. 剰余金の処分の方法

会社法第 452 条の規定に基づき、増加したその他資本剰余金の額を繰越利益剰余金に振替え、欠損を填補します。

(1)減少する剰余金項目及びその額

その他資本剰余金	5,840,230,246 円
----------	-----------------

(2)増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	5,840,230,246 円
---------	-----------------

(3)欠損填補後の繰越利益剰余金の額

△ 118,022,187 円

4. 資本金の額の減少及び剰余金の処分の日程

(1)取締役会決議日	平成 24 年 8 月 14 日
(2)定時株主総会決議日	平成 24 年 9 月 21 日
(3)債権者異議申述催告公告日	平成 24 年 9 月 24 日
(4)債権者異議申述催告最終期日	平成 24 年 10 月 25 日
(5)効力発生日	平成 24 年 11 月 1 日

5. 今後の見通し

資本金の額の減少は、「純資産の部」における項目の振替処理であり、当社の純資産額の変動はなく、また、当社グループの業績に与える影響はありません。

以上